

穴水小学校施設新築基本設計業務委託
公募型プロポーザル 実施要領

令和8年1月

穴水町教育委員会事務局

1. 趣 旨

穴水町立穴水小学校は、令和6年能登半島地震によりコンクリートの柱や壁が損壊し、床面が沈下するなど甚大な被害を受けました。このことにより、児童や教職員の安全確保ができないことから、令和6年1月29日から穴水町立穴水中学校の校舎を間借りして授業を再開しました。その後、2学期からは応急仮設校舎での学校運営が続いており、早期に教育環境改善を図るため、一日も早い新校舎の建設が求められています。

新校舎の建設場所については、穴水町未来づくり会議で出された町民の意見も参考にしながら、より良い教育環境について検討を行った結果、小学校と中学校の連携強化が図りやすいことや敷地の広さを生かし、体育施設や給食調理場などの学校関係施設の集約が可能であるという理由から、穴水中学校とその隣接した敷地に決定しました。

本プロポーザルは、穴水小学校施設建替基本計画に基づく穴水小学校新校舎と関係施設の建設について、本事業の趣旨を理解したうえで、豊富な経験、高い専門知識及び柔軟な発想力をもって、学校関係者や町民の意見も取り入れながら、町の復興のシンボルとして、みんなが自慢できる、みんなでつくる学校づくりを当町と協働して推進する設計者を選定するものです。

2. 業務概要

(1) 業務名

令和7年度 穴水小学校施設新築基本設計業務委託

(2) 業務内容

- ①小学校校舎、体育施設（体育館・屋内プール・トレーニングジム）、給食調理場、図書館及び放課後児童クラブの新築工事、校庭等の外構工事、並びに新校舎等の接続に伴う既存中学校校舎の改修工事のための基本設計
- ②学校関係者、町民等との意見交換会、未来づくり会議（町民参加型ワークショップ）等への参加、及び資料作成を含む運営支援
- ③本事業に関係する各種補助金の交付を受けるために当町が行う、国、石川県等との協議、申請等に必要な資料作成

※詳細については、「穴水小学校施設新築基本設計業務委託特記仕様書」による。

(3) 敷地条件

- ①建設場所：穴水中学校敷地とその隣接地（石川県鳳珠郡穴水町字大町地内）
- ②敷地面積：約 35,000 m²（現在、敷地の測量業務を実施中）
- ③地域地区等：穴水小学校施設新築基本設計業務委託特記仕様書による
- ④留意事項：小学校校舎・体育館、プール・図書館・放課後児童クラブ・共同調理場と穴水中学校（既存）は一体的に整備する。
町道穴水中学校前線に埋設されている上下水道管の移設等を行わない。

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

※本業務の履行期間は約6か月を想定しているが、令和7年度予算による事業であるため、繰越等の諸手続を行った後、本プロポーザルにより選定された委託候補者と協議のうえ履行期限を設定するものとする

3. 事務局

穴水町教育委員会事務局（担当者：島崎）

〒927-8601 石川県鳳珠郡穴水町字川島ラの174番地

TEL 0768-52-3710 / FAX 0768-52-2694

Email proposal@town.anamizu.lg.jp

4. 参加資格

（1）本プロポーザルには、単体の企業、又は複数（3者以内）の企業により構成する共同体（以下「共同企業体」という。）のいずれでも参加可能とする。

参加資格を有する者は、参加表明書の提出時点において以下の要件を満たす企業、又は共同企業体とする。

- ①穴水町における設計業務に係る入札参加有資格者であること。
- ②穴水町から指名停止の措置を受け、その期間中でないこと。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立てを行っていない者であること。
- ⑤建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。）に該当しない者であること。
- ⑦本プロポーザルにおいて、ほかの企業又は共同企業体の協力事務所になっていないこと。
- ⑧石川県で建築士事務所登録を行っていること。
- ⑨平成22年4月1日以降に、国又は地方公共団体が発注した延床面積が3,000㎡以上の小学校、中学校又は義務教育学校の新築、増築又は改築の設計業務を元請として受注し、履行が完了した実績を2件以上有すること。なお、増築又は改築の場合に対象となる延床面積は増築又は改築部分とする。

（2）本プロポーザルに単体の企業として参加する場合は、（1）①～⑨を満たす者であること。

（3）本プロポーザルに共同企業体として参加する場合は、（1）②～⑦は全ての構成員、①及び⑧は共同企業体内で1者以上、⑨は代表構成員及びその他の構成員合計で満たすこと。

（4）共同企業体として参加する場合の代表者（以下「代表構成員」という。）は、最大の出資比率の構成員とする。また、全ての構成員の出資比率は20%以上とする。

5. 業務実施上の条件

- (1) 総括責任者は、一級建築士であること。
- (2) 総括責任者は、参加者（共同企業体の場合は代表構成員）の組織に所属していること。
- (3) 総括責任者及び各分野主任技術者は、それぞれ1名であること。
- (4) 総括責任者は、主任技術者を兼任していないこと。また、意匠担当主任技術者は、他の分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。
- (5) 意匠担当主任技術者及び構造担当主任技術者は、構造設計一級建築士又は一級建築士の資格を有すること。
- (6) 電気設備担当主任技術者及び機械設備担当主任技術者は、設備設計一級建築士又は一級建築士の資格を有すること。
- (7) 積算担当主任技術者は、建築コスト管理士又は建築積算士の資格を有すること。
- (8) 総括責任者及び各分野主任技術者は、平成22年4月1日以降に、国又は地方公共団体が発注した延床面積が3,000㎡以上の小学校、中学校又は義務教育学校の新築、増築又は改築の設計業務を統括責任者又は本業務で担当することとなる分野の主任技術者としての履行が完了した実績を有すること。なお、増築又は改築の場合に対象となる延床面積は増築又は改築部分とする。
- (9) 業務の全部を再委託しないこと。
- (10) 意匠分野を再委託しないこと。

※「主任技術者」とは、総括責任者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

6. 選定方法及びスケジュール

(1) 選定方法と選定の流れ

本プロポーザルは、参加資格の確認と一次審査及び二次審査を経て設計者を選定する。

- ①参加資格の確認：参加表明書等作成要領に基づく提出書類により、別紙の「参加資格等評価基準」をもとに参加資格の有無について確認を行い、参加資格を満たさない者のみを失格とする。
- ②一次審査：技術提案書等作成要領に基づく提出書類について書類審査を行い、二次審査を行う5者以内を選定する。
- ③二次審査：一次審査において選定した者を対象に業務の実施方針と課題に対する提案のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、第1委託候補者と第2委託候補者を選定する。

(2) 審査委員会

本プロポーザルの公平性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うため、穴水小学校施設新築基本設計業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

審査委員会を構成する委員は、次のとおりとする。

審査委員会		
区分	所属	氏名
委員長	東洋大学名誉教授	長 澤 悟
副委員長	金沢大学教授	西 野 辰 哉
委員	穴水町議会副議長	小 谷 政 一
委員	穴水町商工会副会長	水 口 純 一
委員	穴水町立穴水小学校 PTA 会長	玉 木 真希代
委員	穴水町教育委員会教育長	大 間 順 子
委員	穴水町立穴水小学校校長	吉 村 明 美
委員	穴水町立穴水中学校校長	廣 澤 孝 俊

(3) スケジュール

項 目	期 日
実施要領等の公表	令和8年 1月21日(水)
質問書の提出期限	令和8年 1月27日(火) 午後5時まで
現地見学会(希望者のみ)	令和8年 1月29日(木)、30日(金)
質問への回答	令和8年 2月 3日(火)
参加表明書等の提出期限	令和8年 2月 9日(月) 午後5時まで
参加資格審査結果通知	令和8年 2月16日(月)
技術提案書等の提出期限	令和8年 2月26日(木) 午後5時まで
一次審査(提案書審査)	令和8年 3月 9日(月)
一次審査結果通知	令和8年 3月12日(木)
二次審査(ヒアリング)	令和8年 3月23日(月)
二次審査結果通知	令和8年 3月30日(月)

※日程に変更があった場合は町ホームページを通して知らせるものとする。

(4) 本プロポーザルの参加に係る費用

本プロポーザルの参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。

(5) 質問書

質問の受付及び回答については、次のとおりとする。なお、公正を期するため電話又は口頭による個別の質問には応じない。

①提出方法：質問書(様式C1)のPDF及びワードファイルを電子メールで提出すること。

なお、電子メールの件名は「穴水小学校設計プロポーザル質問書」とし、電子メールの本文中にメール署名などにより企業名と連絡先を明記すること。

- ②提出期限：令和8年1月27日（火）午後5時まで
- ③提出先：穴水町教育委員会事務局
- ④回答日：令和8年2月3日（火）
- ⑤回答方法：町のホームページに掲載する。

（6）現地見学会

隣接する中学校との連携、工事期間中の中学生の安全性と授業の継続性確保を目的に、その検討に資するため、現状の敷地環境を確認する機会として現地見学会を行うものとする。

- ①実施日時：令和8年1月29日（木）、30日（金）の午後1時から午後3時まで
- ②見学申込：令和8年1月27日（火）午後5時までに現地見学会申込書（様式D1）を電子メールで提出すること。
なお、電子メールの件名は「穴水小学校設計プロポーザル現地見学会参加申込」とし、電子メールの本文中にメール署名などにより企業名と連絡先を明記すること。
- ③提出先：穴水町教育委員会事務局
- ④注意事項：ア 車での来場は1参加者当たり1台までとし、穴水中学校敷地内の駐車場を使用すること。現地到着後は、現地で待機する事務局職員に参加者名を告げること。
イ 見学時、事務局からの説明や参加者からの質問受付は行わない。
ウ 穴水中学校の生徒及び教職員への声かけは禁止とする。
エ 写真又は動画の撮影は可とする。ただし、穴水中学校の生徒及び教職員の顔が写りこまないようにすること。
オ 参加人数は、3名以内とすること。
カ 穴水中学校校舎には立ち入らないこと。

（7）参加表明書等の提出

- ①提出方法：プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル参加表明書及びその他提出書類を配達記録が残る方法で郵送すること。
- ②提出期限：令和8年2月9日（月）午後5時（必着）
- ③提出先：穴水町教育委員会事務局
- ④提出書類及び提出部数：穴水小学校施設新築基本設計業務委託公募型プロポーザル参加表明書等作成要領に基づき作成し、提出すること。
- ⑤留意事項：ア 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする
イ 提出書類は返却しない
ウ 提出後の記載内容の追加、修正はできないものとする
エ 提出書類は必要な範囲内において複製、複写することがある
オ 提出された総括責任者及び担当主任技術者は、原則変更できないものとする

⑥失格条項：次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 資格要件を満たさない者が書類を提出した場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 提出方法、提出期限、様式を守らない場合
- エ 審査委員に対し、接触を行った場合
- オ その他審査委員会が不適格と認めた場合

（８）技術提案書等の提出

穴水小学校施設建替基本計画の内容を踏まえ、下記のテーマに配慮して実施方針と提案を記載すること。

また、穴水小学校と関係施設が震災からの復興のシンボルとして、魅力的なものとなるよう、穴水小学校施設建替基本計画には記載が無い、又はその内容を拡張する提案がある場合は独自提案として記載すること。

【テーマ１】事業の進め方について

- ・保護者をはじめとする町民、学校、行政など関係者の意見集約と合意形成に向けた取り組み方
- ・令和 11 年度当初の開校を見据えた事業スケジュールと工程短縮への考え方

【テーマ２】敷地利用計画について

- ・小中の連携強化を見据えた教育環境の実現と新設複合される施設との連携を考慮した施設配置の考え方
- ・図書館、プール及びトレーニングジムの地域利用を前提として、学校側が使いやすく、また、防犯面にも配慮した施設配置の考え方
- ・穴水中学校の将来的な建替を考慮した施設配置の考え方

【テーマ３】各施設計画について

- ・校舎、体育施設、図書館、管理諸室、放課後児童クラブ等の施設内部の配置や各室・スペースの考え方
- ・各施設における快適性及び安全・安心の確保

【テーマ４】地域利用について

- ・施設の地域利用に関し、誰もが使いやすい施設機能の考え方
- ・災害時の安全の確保、地域の防災拠点となる施設の考え方、避難所運営時の使い方

【テーマ５】長く使い続けられる学校づくり

- ・環境配慮、施設のライフサイクルコスト削減への考え方
- ・施設の容易な保守・メンテナンスへの考え方

【独自提案】

- ・震災からの復興のシンボルとして、穴水小新校舎と関係施設の魅力化を図るため、基本計画には記載が無い、又は基本計画の内容を拡張する独自の提案

- ①提出方法：配達記録が残る方法で郵送すること。
- ②提出期限：令和8年2月26日（木）午後5時（必着）
- ③提出先：穴水町教育委員会事務局
- ④提出書類及び提出部数：穴水小学校施設新築基本設計業務委託公募型プロポーザル技術提案書等作成要領に基づき作成し、提出すること。

⑤留意事項

前記6（7）⑤に記載のほか、以下に記載のとおりとする。なお、技術提案書等における視覚的表現の取り扱いについては、国土交通省が公表している「建築設計業務委託の進め方―適切に設計者選定を行うためのマニュアル―」（平成30年5月全国営繕主管課長会議）の49～53ページを参照すること。

- ア 技術提案書等は1参加者につき1提案とする。
- イ 技術提案書等は公表する場合がある。ただし、当町と提出者との協議において、公表されることにより提出者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとする。
- ウ 技術提案書等に含まれる第三者の著作権の使用に関しては、提出者が第三者の承諾を得ること。
- エ 技術提案書等は文章や図表での表現を原則とし、基本的な考え方や趣旨等を簡潔明瞭に記述すること。なお、内容については、専門的知識を有しない者でも理解できるよう分かりやすい表現とすること。
- オ 視覚的表現については、文章や図表を補完するための必要最低限の範囲においてのみ認めるが、具体的な建物の設計図又はこれに類する表現、詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現はしてはならないものとする。
- カ 技術提案の評価にあたっては、文章や図表により表現された内容の評価することが基本であり、文章や図表を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはしない。
- キ 説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分（例えば、イメージ図での表現のみでそれに対応する説明文がないなど）は評価対象とはならない。
- ク 技術提案書等の提出者（協力事務所を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な企業名、技術者名、過去に設計した建築物の名称、過去に受注した設計業務の名称等）を記載しないこと。
- ケ 提出書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属するが、採用した技術提案書等の著作権は、発注者に帰属するものとする。

- ⑥失格条項：前記6（7）⑥に記載のほか、委託限度額を超える受託予定金額を記載した場合とする。

（9）ヒアリングの実施

技術提案書等の内容について、次のとおり提出者ごとにヒアリングを行うこととする。

- ①実施日：令和8年3月23日（月）

※時間等の詳細については、別途個別に案内する

②場 所：穴水町役場 3 階大ホール

③実施時間：1 提出者 35 分以内

※時間配分の目安としては、提案内容の説明 15 分、質疑応答 20 分とする

④出席人数：本業務の配置予定技術者のうち、総括責任者及び意匠担当主任技術者の出席は必須とし、合計 5 名以内とする。

⑤実施方法：ア 説明は、事前に提出した技術提案書に基づき、口頭にて説明を行うこと。

イ スクリーン及びプロジェクターは事務局で準備するが、パソコンと技術提案書のデータは提出者側で準備すること。なお、説明時に使用する技術提案書のデータは、事前に提出したものと同一ものとし、新たな提案や変更・追加は認めない。

ウ 模型の持ち込みは不可とする。

エ ヒアリングに出席しない場合は失格とする。ただし、交通機関の事故等やむを得ない理由がある場合は、速やかに事務局に連絡すること。

オ ヒアリングは非公開とする。

(10) 評価

一次審査及び二次審査における評価項目、評価基準等は、別紙の「一次審査評価基準」及び「二次審査評価基準」によるものとする。

①一次審査は、業務の実施方針（様式 B2）、課題に対する提案（様式 B3）の書類審査とする。

②二次審査は、業務の実施方針（様式 B2）、課題に対する提案（様式 B3）に基づく提案者からの説明と、審査委員会によるヒアリングを踏まえて、一次審査時における評価点の見直しを行うとともに、プレゼンテーション及びヒアリング対応能力に関する評価点を加えて評価する。

(11) 審査結果の通知

①一次審査の結果

- ・審査結果は、一次審査参加者全員に文書で通知する。
- ・審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。
- ・参加者数及び二次審査参加者数を町ホームページで公表する。

②二次審査の結果

- ・審査結果は、二次審査参加者全員に文書で通知する。
- ・審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。
- ・第 1 委託候補者及び第 2 委託候補者を町ホームページにおいて公表する。

(12) 辞退

本プロポーザルへの参加を表明した後、参加を辞退する場合は遅滞なく辞退届（様式 E1）を事務局に提出すること。

7. 設計業務委託の契約

- (1) 町は、第1 委託候補者と契約締結交渉を行うものとする。その場合に、契約金額は予定されている委託限度額以内とする。
- (2) 技術提案書の内容について、基本設計業務において拘束されないものとする。
- (3) 第1 委託候補者が前記6 (7) ⑥の失格条項に該当すると認められた場合、又は町と契約締結が不調となった場合は、第2 委託候補者と契約交渉を行うものとする。
- (4) 選定後、応募者の資格要件を満たさなくなった場合、又は業務実施体制が著しく変わった場合は、委託候補者としての資格を取り消すことがある。

8. 委託限度額（消費税及び地方消費税を含む）

金 81,620,000 円

9. 公表書類等

次の資料は、穴水町ホームページにおいて掲載する。

- ① 穴水小学校施設新築基本設計業務委託特記仕様書
- ② 参加表明書等作成要領
- ③ 技術提案書等作成要領
- ④ 穴水小学校施設建替基本計画（抜粋）
- ⑤ 穴水小学校施設建替基本計画（概要版）
- ⑥ 公募型プロポーザル提出書類様式
- ⑦ 参加資格等評価基準・一次審査評価基準・二次審査評価基準
- ⑧ 敷地平面図
- ⑨ 地質調査資料（穴水中学校改築に伴う昭和 58 年の地質調査結果）